

# 介護保険料に関するお知らせ



皆さんに納めていただく介護保険料は、市の介護保険を運営するための大切な財源になります。介護サービスが十分に整えられるよう、そして介護が必要となったときには誰もが安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

☎高齢福祉課(☎826-1111 内線2463)

## 平成28年度介護保険料と納め方

### ●特別徴収

年金受給額が年額18万円以上の方。年金の支給月(4月から翌年2月までの6回)に年金から差し引きます。

### ●普通徴収

年金受給額が年額18万円未満の方。市から送付する納付書で納めていただきます。  
※特別徴収の方には「年金からの引き落としのお知らせ」を、普通徴収の方には「納入通知書」を7月中旬に発送します。  
※年金を受給していない方は普通徴収となります。

期別	納期限	期別	納期限
1期	28年8月1日	5期	28年11月30日
2期	28年8月31日	6期	28年12月26日
3期	28年9月30日	7期	29年1月31日
4期	28年10月31日	8期	29年2月28日

※納期限内に指定の金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、市役所または各支所・出張所で納付してください。

### ●納付が遅れると…

特別な事情がなく介護保険料を一定期間滞納すると、保険給付の支払方法の変更や保険給付の全部または一部の支払いを一時差し止めるなどの制限を受けることがあります。納付についての相談は、随時納税課(☎内線2333)で受け付けますので、早めにご連絡ください。

所得段階	対象者	保険料(年額)
第1段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得と課税対象となる年金収入の合計が80万円以下、または老齢福祉年金受給者、もしくは、生活保護を受けている方	21,000円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得と課税対象となる年金収入の合計が80万円超120万円以下の方	45,000円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得と課税対象となる年金収入の合計が120万円超の方	45,000円
第4段階	同じ世帯の中に住民税が課税されている方がいるが、本人は住民税が非課税で、前年の合計所得と課税対象となる年金収入の合計が80万円以下の方	54,000円
第5段階	同じ世帯の中に住民税が課税されている方がいるが、本人は住民税が非課税で、第4段階以外の方	60,000円
第6段階	住民税が課税されている方で、前年の合計所得が120万円未満の方	69,000円
第7段階	住民税が課税されている方で、前年の合計所得が120万円以上190万円未満の方	75,000円
第8段階	住民税が課税されている方で、前年の合計所得が190万円以上290万円未満の方	90,000円
第9段階	住民税が課税されている方で、前年の合計所得が290万円以上400万円未満の方	96,000円
第10段階	住民税が課税されている方で、前年の合計所得が400万円以上500万円未満の方	102,000円
第11段階	住民税が課税されている方で、前年の合計所得が500万円以上の方	108,000円

## 介護保険の減額制度

### ●高額介護(居宅支援)サービス費の支給

介護サービス利用者が負担する利用者負担額に上限額を設け、その額を超えた分を、申請によりあとから払い戻す制度です。

※現役並み所得者とは…同一世帯に住民税課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、収入が単身の場合は383万円以上、2人以上の場合は520万円以上の方

対象者	1か月の利用者負担額上限額(世帯合算)
①本人・世帯員全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	15,000円
②本人・世帯員全員が住民税非課税で、本人の合計所得+課税年金収入が80万円以下の方	15,000円
③本人・世帯員全員が住民税非課税で、①②以外の方	24,600円
④一般世帯	37,200円
⑤現役並み所得者	44,400円